

## 第 2 4 回青森県環境審議会

日時：平成 2 7 年 1 2 月 2 1 日（月）  
午後 1 時 3 0 分～午後 3 時 2 0 分  
場所：青森国際ホテル 2 階「春秋の間」

（司会）

それでは、開会に先立ちまして、本日の会議資料について確認させていただきます。

まずは、配付資料一覧、諮問書の写し、会議次第、出席者名簿、席図、説明資料を配付しております。

説明資料につきましては、諮問案件に関しまして、資料 1 - 1 から 1 - 6 まで。

報告案件①に関しまして、資料 2

報告案件②に関しまして、資料 3 - 1 から 3 - 3 まで

報告案件③に関しまして、資料 4 - 1 から 4 - 3 までがございます。

なお、事前に送付しておりました資料 1、資料 3 - 1 及び資料 4 - 1 につきましては、本日、改めて配付しておりますので、差し替えくださるようお願いいたします。

会議資料について、不足等ございませんでしょうか。

それでは、ただ今から「第 2 4 回青森県環境審議会」を開催いたします。

開会にあたりまして、環境生活部長の林から御挨拶を申し上げます。

（林部長）

県の環境生活部長の林でございます。

皆様には、年末の大変お忙しい中、この審議会に御出席をいただきまして、大変ありがとうございます。

そしてまた、常日頃から、私共の環境行政をはじめとして、県政各般にわたりまして格別の御理解と御協力を賜っておりますことを心から感謝申し上げる次第でございます。

本日の審議会でございますが、案件でございますように、まず諮問案件といたしまして、「浅虫夏泊県立自然公園の公園区域及び公園計画変更について」御審議いただくこととしております。

この件につきましては、前回の審議会におきまして、委員の皆様からいただきました御意見等を踏まえまして検討した事項を皆様に御報告した上で御審議いただくこととしておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

また、その他の報告案件としましては、まず、今年 1 1 月に公表をいたしました、平成

27年度版の環境白書について。そして、今年度内の策定に向けて検討を進めております。2つの計画がございますけれども、まず1つとして、第五次の青森県環境計画。そして、第3次青森県循環型社会形成推進計画、この2つの計画について、その概要を御説明させていただきますことを予定しております。

何卒、委員の皆様には、忌憚のない御意見、御提言を賜ればと考えてございますので、よろしくお願い申し上げます。挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

(司会)

続きまして、本日の会議の成立について御報告申し上げます。

会議の成立は、青森県附属機関に関する条例により、委員の半数以上の出席が必要となっております。

本日は、全委員数33名中23名の委員に御出席いただいておりますので、会議が成立しておりますことを御報告申し上げます。

出席者につきましては、お手元に配付している名簿のとおりでございますが、藤委員につきましては、急用のため欠席となっております。

それでは、議事に入ります。

審議会の運営につきましては、青森県附属機関に関する条例に基づき、会長が議長となって会議を進めることとなっております。

これからの議事進行につきましては、熊谷会長にお願いしたいと思います。

熊谷会長、よろしくお願いいたします。

(熊谷会長)

それでは、次第に従いまして会議を進めたいと思います。よろしく、進行に御協力をお願いしたいと思います。

まず始めに、議事録の署名者を指名させていただきます。

今回の署名者は佐藤久美子委員と土岐泰委員を指名したいと思います。よろしくお願いいたします。

次に、本日の諮問案件についてですが、皆様のお手元に諮問書の写しが配付されておりますので御覧いただきたいと思います。

原本は私が持っておりますが、本日は、「浅虫夏泊県立自然公園の公園区域及び公園計画の変更」について諮問を受けております。

それでは、当該諮問案件について、事務局からの説明をお願いしたいと思います。

(事務局)

自然保護課長の佐々木でございます。

よろしくお願いたします。

それでは、資料に基づきまして説明させていただきます。

前回の審議会におきまして、浅虫夏泊県立自然公園の公園区域及び公園計画の変更素案について説明をさせていただきましたが、今回は、諮問ということですので、これまでの経過等も含めまして、資料を基に説明をさせていただきます。

まず、お手元の資料1-1を御覧ください。

資料1-1でございます。

前回の審議会におきまして、委員の皆様から御意見を頂戴いたしました。

皆様からの御意見を踏まえまして、内容を整理いたしました後に国の関係地方行政機関や関係市町村、庁内関係課に意見を照会するとともに、広く県民にお知らせして御意見を伺うパブリックコメントを実施いたしましたので、その結果を報告いたします。

まず、1の国の関係地方行政機関との協議です。

自然公園法第79条第1項の規定に基づきまして、国の関係地方行政機関7機関に対しまして、協議という形で意見を伺っております。

こちらの機関には、今年6月に事前に意見を照会をしており、また、国有林や農業振興地域との関連等につきましては、随時、担当者レベルで調整を行っていることもありまして、意見はございませんでした。

2番の関係市町村からの意見聴取です。

条例第6条第1項と及び第9条第1項の規定に基づきまして、関係市町村である青森市と平内町の意見を伺いました。

こちらにも、6月に事前に意見を照会をしていることもありまして、意見はございませんでした。

そして3番の庁内関係課に対する意見照会です。

公園計画等と関連がある県の農林水産部、県土整備部、観光国際戦略局及び教育庁の関係課に対しまして意見照会を行いました。

こちらにも6月に事前に意見を照会をしており、意見はございませんでした。

2ページを御覧ください。

4番のパブリックコメントです。

青森県民政策提案実施要綱に基づきまして、パブリックコメントを実施いたしました。

具体的には、11月9日から12月8日までの30日間、県のホームページや自然保護課、県政情報センター、県の各合同庁舎地域住民情報コーナーで関係資料を御覧いただくといった方法によりまして、意見を募集いたしました。提出された意見はございませんでした。

後日、県のホームページ等で意見が無かった旨を公表することとしております。

以上が資料1-1の説明でございます。

続きまして、資料1-2を御覧ください。

こちらは、前回の審議会におきまして、委員の皆様からいただいた御意見に対する県の対応方針をまとめております。

この場では、公園計画の見直しに直接関係するもののみ説明をさせていただきたいと思っております。

まず、1 ページ目、1 の海域における公園区域と鳥獣保護区の指定範囲の整合性についてでございます。一番上の段ですが。

針生委員から、小湊鳥獣保護区との整合性について御意見をいただきました。

県の対応方針ですけれども、県の公園計画作成要領におきまして、普通地域とする海域の要件として、地形、地貌、その他自然景観上特別地域と一体をなす地域内の海域等であって、風景の保護を図る必要がある地域を例示しております。

既に海域が公園区域となっております三陸復興国立公園、下北半島国定公園及び津軽国定公園は、この考え方をもちまして、特別地域の汀線から1 kmの範囲としております。

今回の浅虫夏泊県立自然公園につきましても、同じ考え方で汀線からの距離を同様としたものでございます。

また、小湊鳥獣保護区でございますが、こちらは汀線から沖合1 2 0 0 m以内の海域を国が指定しております。

県内では、他に鳥獣保護区としまして、八戸市の鮫鳥獣保護区、こちらは県指定ですが、沖合1 km以内、また、むつ市の大湊鳥獣保護区、こちらも県指定ですが、こちらは大湊湾一帯を指定しております。

保護すべき鳥獣の種類や生息地等の範囲に応じて区域を定めているというところなんです。

他県の国が定めた鳥獣保護区につきましても、汀線からの距離は一定ではなく、本県の例と同様の考え方で区域を指定していると考えております。

従いまして、公園の区域と鳥獣保護区は、それぞれ指定の目的が異なるということで、必ずしも区域を一致させる必要はないのではないかと考えております。

次に、2 番の海域の指定範囲についてでございます。

こちらは、溝江委員から、夏泊半島の海岸線全てが入るのではないかとという御意見をいただきました。

今回の見直しに係る普通地域内の海域の範囲につきましては、先ほども説明いたしましたとおり、三陸復興国立公園、下北半島国定公園、そして津軽国定公園と同じ考え方で陸域の特別地域の汀線、海岸線から1 kmとしております。

従いまして、夏泊半島に関しては、全ての海岸線は含まれるということにはなっておりません。

なお、海域が公園区域に含まれる場合の条件を明確にするために、資料の1-4と1-5において、海域の指定範囲を「特別地域の汀線から周辺1 kmまでの海域を公園区域に編入する」というように表現を修正させていただきました。

次に3 ページを御覧ください。

6の公園計画の見直しの頻度についてです。

熊谷会長、それから長利委員から御意見をいただきました。

公園計画の見直しにつきましては、計画の決定から一定の期間が経過した後に必ず見直すというものではなくて、個々の公園を取り巻く自然的・社会的条件等の変化を踏まえて、必要に応じて見直しをするという考え方をしております。

前回、お示ししました資料では、そのあたりが統一された表現になっておりませんので、お二方から御指摘をいただき、資料の対照表のように、本公園を取り巻く条件の変化に対応する見直しであるという形に統一いたしまして、文言を整理いたしました。

資料2の説明につきましては以上でございます。

続きまして、資料1-3を御覧ください。

資料1-3では、公園区域と公園計画につきまして、前回お示ししました素案からの修正状況を表にして整理しております。

まず、1ページ目の1段目、第1、公園区域の変更の変更理由、そして4段目の公園計画、第2、公園計画の変更のところです。こちらの変更理由につきましては、それぞれ、先ほど説明いたしましたとおり、30年といった期間ではなく、公園を取り巻く自然的・社会的環境条件の変化等を踏まえて見直しをするという考え方に整理いたしました。

それから、2段目、利用の現況のところです。

こちらの自然公園内、観光地点入込客数につきましては、平成26年分の県の観光入込客統計が先月11月に公表されたことに伴いまして、26年版にデータを更新したということでの修正でございます。

それから、3段目のウ、権利制限関係でございます。

こちらは、東北森林管理局との事前調整におきまして、国有林の保安林が記載されていなかったということが判明しましたので追加させていただきました。

それから、5段目、2、基本方針の変更内容です。

こちらは、海域の指定範囲につきまして、先ほども説明させていただきましたが、指定範囲について記述を整理したものでございます。

2ページ目を御覧ください。

2ページ目、1段目の(イ)変更後の特別地域です。

こちらは、東北森林管理局との事前調整におきまして、これまで特別地域の区域で東津軽郡平内町内東青森林計画区433林班の一部とされていた国有林のうち、このうちの一部が県道の敷地として県有地となったことが判明いたしましたので、東津軽郡平内町大字茂浦の一部という記述を追加したというものでございます。

それから、2段目(2)の面積内訳についてです。

こちらは、市町村、青森市、平内町の面積内訳のところですが、数字にアンダーラインが引いてあるところがございます。こちら東北森林管理局との調整の過程で国有林の譲渡の実績を確認いたしました結果、国有地、公有地、私有地の内訳を修正したものでござ

います。

資料1-3につきましては、説明は、以上でございます。

なお、資料1-4、1-5につきましては、資料1-3を反映して修正しておりますので、この場での説明は割愛をさせていただきたいと思っております。

続きまして、資料1-6を御覧ください。

こちらは、公園計画図になっております。

まず、1ページを御覧ください。

これは、図郭割図でございまして、公園区域を全体として表示しており、2ページ以降の地図につきましては、公園区域全体のどこにあるのかという位置を示したものでございます。

なお、前回の審議会におきましては、5万分の1の地図で説明させていただきましたが、公園計画図は、原則として2万5千分の1で作成するということとしておりますので、2ページ以降は、公園の区域を2万5千分の1の縮尺で全体を4分割してお示ししております。

2ページを御覧ください。

2ページは、保護規制計画の変更図でございます。

すなわち、許可や届出の対象となる地種区分ごとの境界線につきまして、今回の見直し変更後のものを載せております。

2ページから3ページ、4ページ、5ページまでが同様のものございまして、それぞれの地域ごとに区分を色づけて表示させていただいております。

6ページを御覧ください。

6ページは、利用施設計画、すなわち公園利用の促進を図るための各種施設の配置につきまして、変更後のものを載せております。各種施設としましては、例えば、園地、野営場、車道、歩道、それから水族館といったものがありまして、それぞれ表示しております。

6ページから9ページまで、同様に公園の全体を4分割してお示ししているという状況でございます。

いずれも、前回の審議会で説明したのから、内容に変更はございません。

以上で資料の説明を終了いたします。

最後に今後のスケジュールですが、前回の審議会においてお示しいたしましたとおり、本日、御審議をいただきまして、御答申をいただけました場合は、県の土地利用基本計画の変更手続きを経まして、3月下旬に県報に告示したいと考えております。

浅虫夏泊県立自然公園についての説明は以上でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

(熊谷会長)

ありがとうございます。

ただ今、事務局から前回の審議会における皆様からの御意見等に対する対応方針などについて説明していただきました。

皆様、どうでしょうか。皆様からの事前質疑等はございませんでしたけども、御意見等はございませんでしょうか。

ここに書いてある委員の方は、これでよろしいでしょうか。

針生委員とか溝江委員とか、熊谷とか書いてありますが、私の方は、やっぱり表現ですけども、ポリシーとしては、良い直し方をしていただけたなと思っております。

ありがとうございます。

どうでしょうか。

(針生委員)

本案件について、いささかも意見はないのですが、1つだけ確認したいというのが、このマップのNo.3でも結構なのですが、鷗島の下にも小湊のハクチョウおよびその渡来地というのが、波線型でありますけども。渡来地は、浅所海岸の方にあるだけで、鷗島の下には、この表記は必要ないんじゃないかなと思いますが、いかがなものでしょうか。

それから、大島は、何も記載がないんですが、素晴らしい植物類のほかに、いわゆる野鳥、小鳥類の渡りの大事な集結地となっております。特に下北半島から出てきた小鳥が一番先に大島を目指してきます。それから、また、逆に北へ向かう場合も小湊に集結した形で下北の方に上がっていくと。そういう大事な地点ということを皆様、御認識いただければありがたいなと思っております。

それから、県や団体が推薦し、環境省が委嘱している自然公園指導員、完全なボランティアの制度でございますが、多分、平内町に所属している在住の自然公園指導員は、いなかったのかなと、私の記憶にあるのですが、もしできれば、平内町の方、できれば若い方、段々、定年退職した方ばかり入ってきて、私が、会長をやっている自然公園指導員の会は、段々高齢化が進んでいますけども、私も73歳近くなりましたので、できれば各自然公園のある市町村から自然公園指導員を委嘱していただければありがたいなと思っております。

以上でございます。

ありがとうございました。

(事務局)

よろしいでしょうか。

(熊谷会長)

どうぞ、お願いします。

(事務局)

ありがとうございます。

まず、鷗島のところの小湊のハクチョウおよびその渡来地と書いてあるところですが、こちらは天然記念物として、この地域も指定されておりますので表記しております。

それから、自然公園指導員に関しましては、環境省の方とも十分お話をしながら、若い方の確保に向けて、私たちとしても協力していきたいと思っております。

以上です。

(針生委員)

ありがとうございました。

(熊谷会長)

他にございませんでしょうか。

どうぞ。

(鮎川委員)

保護規制計画変更図の第1種特別地域と第2種特別地域の色がちょっとよく似た色で分かりづらいので、もう一度、第1種特別地域のところだけで結構ですので、位置を教えてくださいませんか。

(熊谷会長)

お願いいたします。

(事務局)

大変お手数なのですが、資料の1-5の計画変更書案の13ページに特別地域の地種区分を表にしておりますので、こちらの方で説明をいたしますと、まず、湯ノ島、浅虫の一部ということですが、地図でいきますと、資料1-6の4ページ、横長になりますが、保護規制計画変更図No.3というところにあるんですが、この地図の左側、浅虫のところに、ちょっと紫色で見え難いんですが、湯ノ島がまず第1種特別地域でございます。

(熊谷会長)

すいません、湯ノ島っていう字が、4ページ目のどこかに出てくるのでしょうか。

(事務局)

4ページ目の左の真ん中辺に島、丸い島が見えると思うんですが、ここがまず第1種特別地域、1か所目です。



(熊谷会長)

どうぞ。

(事務局)

続きまして、同じ、今度はページ数でいきますと2ページになります。

保護規制変更図No.1のところの左側の海岸線にやや紫色の線で囲っているところが見えると思うんですが、こちらが、夏泊半島西海岸の油目崎というところが書いてあると思うんですけど、ここの海岸線のゾーンですね。

あと、下側、その下側にまた紫色で囲んである部分、こちらについても第1種特別地域となっております。

続きまして、その次のページ、3ページ目ですね。変更図の番号でいうとNo.2というところがあります。これは、先ほどのNo.1のところと繋がっているんですが、こちらがやはり海岸線の真ん中、左の出っ張っているところ、こちらが、こちらも、こちらが、これが油目崎から浦田を経て茂浦に至る海岸地帯になっておりまして、これも第1種特別地域で、あと、最後がページでいきますと、ページは5ページ、変更図の番号でいうとNo.4の海岸線の右上に斜めになって、紫色で囲ってある部分、こちらが、立石という場所でございます。こちらで中生代の岩が露出した、非常に海岸、海蝕海岸が特異な海岸、景観があるということで、こちらの方も第1種特別地域となっております。

以上の大きく分けて3ブロック、こちらが第1種特別地域ということになっております。よろしくお願いたします。

(熊谷会長)

どうでしょう、分かったでしょうか。今の説明で。

ちょっと無理があるんじゃないでしょうか。

(事務局)

こちらの地図の方は、公表する際には、きちんと地図の業者さんの方に色を塗っていたいで公表いたしますので、今日の資料は、私共が手書きで作成しているものですから、見づらくて本当に申し訳ございません。

(熊谷会長)

ただ、2ページ目と3ページ目に関するところは、もう1回説明いただかないと無理ではないかと。夏泊半島西海岸のところについて説明していただいたんですよね。多分、そうですね。2ページ目、3ページ目と。これをもう1回説明して欲しいですね。

(事務局)

すいません、2ページの左側の方に油目崎というところがあるんですが、分かりますでしょうか。丁度、海上に、夏泊の大島からずっと下に下がってきて、久慈ノ浜というのがあって、その先、岬、小さい岬のところに油目崎と書いてある部分。

それから、その下、稲生という集落を過ぎて、また岬の方に向かって湾を囲んで反対側の部分と、その下、ここは何て書いてあるんですかね。浦田の上のあたりまでが2ページですね。

それから、3ページは、そこから場所的には、重複しているものがございまして、3ページ目の上の方ですね。稲生から始まっているのですが、そこから下に下りていきますと浦田の方。それから、その先、観音崎と書いてある、湾の中に観音崎と書いてあるところがあるんですが、その下のところから始まる海岸線、紫で表示されているところがあります。そこから丁度岬の先の方、双子島と書いてある方にかけての海岸線、そこから下に下りて黒岩、小島と書いてあるところまでが第1種地域。小島を過ぎて、水産増殖センターの手前のところまでですね、こちらが第1種特別地域となっております。

(熊谷会長)

分かりました。

どうでしょうか、鮎川さん。よろしいですか。

(鮎川委員)

分かりました。ありがとうございました。

(熊谷会長)

ただ、諮問には絡みませんが、書く時には、実線、太線、1点線と、万が一、今のように入色が出なくても、口頭説明すれば分かるような書き方をなさっていた方が良いかと思えます。印刷の時には、綺麗になるのでしょうかけれども、諮問の前は印刷したものではないものですから、これからも、こうした事があるかと思えますので、お願いいたします。

他に御意見は、ございませんか。特に第1種というあたりが分からないといけないということでの質問かと思えます。

溝江委員もよろしいですか。きちんと答えが出ているのかなと思いましたがけれども。

それでは、他に意見がないようでございますので、これで諮問案件についての質疑を終わらせていただきたいと思います。

それでは、諮問案件の「浅虫夏泊県立自然公園の公園区域及び公園計画の変更」については、これを適当と認めてよろしいでしょうか。

(委員から「はい。」との発言あり。)

(熊谷会長)

御異議がないようですので、当該諮問案件については、原案が適当であると認め答申いたします。

なお、答申書の作成、交付については、私に一任いただくこととしてよろしいでしょうか。

ありがとうございました。

以上をもちまして、諮問案件の審議を終了いたします。

続きましては、報告案件1の平成27年度環境白書について、事務局から説明をお願いしたいと思います。

(事務局)

環境政策課長の沼岡でございます。

それでは、報告案件1でございます。平成27年度版環境白書について、資料2で御説明申し上げたいと思います。

環境白書につきましては、青森県環境の保全及び創造に関する基本条例に基づきまして、毎年、作成・公表しております。

平成26年度における本県の環境の状況、環境施策の実施状況の概要につきましては、次のとおりとなっております。

#### 1、環境の状況等

##### (1) 水環境でございます。

人の健康の保護に関する環境基準、健康項目につきましては、前回と同様、砒素以外の項目では、全地点で達成しております。

砒素につきましては、1地点で環境基準非達成であり、その要因は砒素を含む温泉の流出に由来する自然要因と考えられます。

生活環境の保全に関する環境基準、生活環境項目につきましては、達成率が92%、前回に比べて7ポイント改善しております。

##### (2) 大気環境でございます。

二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質につきましては、全地点で環境基準を達成しております。

光化学オキシダントについては、依然と環境基準非達成であり、その要因は主に成層圏オゾンの沈降によるものと考えるところでございます。

微小粒子状物質につきましては、1地点において環境基準非達成となっております。

##### (3) 廃棄物でございます。

①平成25年度の一般廃棄物のごみ総排出量は、約53万5千tでございまして、24年度と比較いたしまして、約5千t、1.0%減少しております。

また、県民1人1日当たりのごみの排出量は前年度と同水準1,069gとなっております。

ます。

2ページをお願いいたします。

②産業廃棄物の不法投棄等の発見件数でございます。

平成26年度は、発見件数が131件、うち解決件数が64件で、解決率は48.9%となっております。

(4)地球温暖化でございます。

2012年度におきます本県の温室効果ガス排出量は、1606万3千tでございます。青森県地球温暖化対策推進計画における基準年でございます1990年度と比較いたしまして、16.6%の増加となっております。

次、3ページをお願いいたします。

3ページからは、主な施策等についてでございます。

(1)地球温暖化対策といたしましては、

①低炭素型ライフスタイルの推進

②事業者における省エネルギーの推進

③青森県再生可能エネルギー等導入推進基金事業の推進

に取り組んだところでございます。

次に、(2)「もったいない・あおもり県民運動」につきましては、県民、事業者、各種団体、行政など、各種主体による取り組みを更に展開するため、「もったいない」を合言葉にいたしまして、3Rと省エネに取り組むことをテーマに平成26年、27年度と推進大会を開催しているところでございます。

(3)資源循環対策の推進といたしましては、

①古紙のリサイクルの推進

②小型家電リサイクルの推進を進めるほか、次のページでございます。

4ページ、(4)でございますが、海岸漂着物対策の推進、(5)環境教育、学習の一層の推進に取り組んできたところでございます。

環境白書については以上でございますが、事前照会しておりました質疑等につきましては、担当のグループマネージャーから資料2-1に基づきまして、説明申し上げたいと思います。

引き続き、資料2-1を御覧ください。

事前に質問をいただいておりますものについて説明いたします。

はじめに、1番として溝江委員から、ただ今の資料2の2ページの(4)地球温暖化について質問をいただいております。

国が2014年度の速報値、温室効果ガス排出量の速報値を出したが、県の速報値の発表、2013年度、2014年度はいつになるのかということでございます。

回答でございますが、本県では、地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の3に基

づきまして、温室効果ガス排出量を年1回公表しているところであり、公表に関しましては、国等の各種統計調査資料等をもとに排出量を算出しております。

その主なものに経済産業省が取りまとめております都道府県別エネルギー消費統計というものがございますが、この統計は、2年遅れで公表されている状況でございます。

現在、平成27年度ですので、2年遅れということで最新の数字は25年の分ということになり、資料には11月30日現在と書いてありますが、今日現在も、まだこの25年度の数値は未公表になっております。

公表されれば、すぐ排出量が出せるというものではなく、それから一定の期間、その数字を分析・計算して公表に至るわけですが、そうしますと、27年度3月末を超えて、翌年度になってしまう可能性、公算が大きい状況でございます。

従いまして、本県におきます25年度、2013年度の排出状況は、現在の予定ですと、平成28年度、年度が明けて早い時期になると思います。

また、2014年度、26年度の排出状況は、同様に29年度という予定になっております。

以上です。

引き続きまして、溝江委員からの質問で資料2-1の2つ目になります。(5)環境教育、学習の推進についてでございます。

環境出前講座は、低・中・高学年用のプログラム、どれもが学校現場からとても好評です。それを踏まえて、次年度以降も是非継続をお願いしたいという御要望ございました。

これにつきまして、環境出前講座は、県が認定しました環境教育専門員や小学校等とのコーディネート業務を行うNPO法人との連携・協働によって実施してきているところです。

昨年度、環境出前講座を行った48の小学校からアンケートの結果をいただいており、「よかった」を含めると100%となりますが、「とてもよかった」と回答していただいた小学校は78%となっているところです。

県では、環境問題に対する理解を深め、環境に配慮した行動を実績できる人財の育成につきましては、感受性が豊かで、生活習慣の形成過程にある子どもの頃からの環境教育が効果的であるというふうに考えており、環境出前講座につきましては、次年度以降も継続して実施していきたいと考えているところです。

資料2-1、1枚おめくりいただきまして、鳴海委員からの質問でございます。

これは、環境白書の94ページ、多自然川づくりについてです。

弘前市を流れる岩木川河川敷には、「水辺の楽校」、「水辺プラザ」、「せせらぎ広場」等、子どもたちが河川を通して学べる素晴らしい場所が何か所もあり、ハグロトンボ等が生育しているせせらぎもある。

しかし、当初の計画どおり完成していないのではないかとと思われるところであるとか、整備されていないところもあり、ビオトープにいたっては、1年も経たないうちに壊れて

しまい非常に残念である。

子ども達の体験学習の場等に利用されている「河川防災ステーション」も閉館となっており寂しい気がする。今後、これらを子ども達のために有効活用する計画はないだろうか、という御質問でございます。

これにつきましては、弘前市を流れます岩木川につきましては、下流から上岩木橋までの区間を国直轄とする直轄管理区域として、国土交通省が管理しております。

また、上岩木橋から上流区域につきましては、県が管理をしているところでございます。

御質問の内容は、国の直轄管理区域間に該当することから、国土交通省青森河川国道事務所の回答について、以下についてお示しさせていただきます。

岩木川の直轄管理区域、区間につきましては、国土交通省が「岩木川水系河川整備計画」に基づきまして、治水・利水・環境の調和を図りながら整備を進めており、良好な河川環境の保全・創出を目的として、管内9か所について環境整備事業を実施しているところでございます。

御質問のありました「水辺の楽校」等につきましては、弘前の城北大橋から岩木茜橋の区間において、子ども達が川を活用した自然体験の活動に参加できる空間等を創出するため、整備を進めてきたところです。

この整備につきましては、地元の漁業関係者など、関係団体、学識経験者の意見・要望等を参考としまして、適時、計画の変更を行いながら事業を推進してきております。

また、「河川防災ステーション」は、川の水、増水の時など災害に対処するための活動拠点として、国土交通省が整備したものです。

現在、このステーションには、係員が常駐していないため、平常時の体験学習の際に、ステーションの利用を希望される場合につきましては、事前に青森河川国道事務所に問い合わせくださるようお願いいたします。

また、水辺の整備につきましては完了しており、今後は、魚道の整備や自然環境の保全・復元のための整備を行うことにより、自然再生を図ることとしています。

各整備箇所につきましては、有効な活用を図られるように、国土交通省において維持管理に努めて参ります。

御質問については以上でございます。

(熊谷会長)

ありがとうございました。

ただ今、皆様に事前に照会しておりました質疑等に対する回答を含めて説明していただきましたが、その他に御質問ございませんでしょうか。また、回答に対する意見などございませんでしょうか。

特にないようですので、環境白書についての報告案件は終わらせていただきたいと思います。

続きまして、報告案件2の第五次青森県環境計画の策定について、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは、引き続き環境政策課長から御説明申し上げます。

報告案件の2番目でございます。

第五次青森県環境計画の策定につきまして、資料3-1に基づきまして説明申し上げます。

まず、1の環境計画の位置付けでございます。

(1) 策定の根拠

青森県環境の保全及び創造に関する条例第10条第1項の規定によりまして、知事は環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画を定めなければならないとされているものでございます。

(2) 環境計画において定める事項でございます。

環境基本条例第10条第2項第1号から第4号に掲げる、

①環境の保全及び創造に関する目標

②施策の方向

③配慮の指針

④その他重要な事項を定めるものでございます。

(3) 策定手続きでございますが、条例第10条第3項の規定によりまして、環境計画を定めようとする時は、青森県環境審議会の意見を聴かなければならないとされているところでございます。

ただ今の関係条例の抜粋につきましては、1ページの下に掲げているところでございます。

2ページをお願いいたします。

2ページの2、環境計画の策定状況と第五次環境計画の検討経過でございます。

(1) 環境計画の策定状況と2番目でございますが、現行の第四次環境計画の計画期間が平成27年度末で満了となることから、外部の有識者による会議を設置いたしまして、意見を聴取しながら第五次環境計画素案の策定作業を進めて参ったところでございます。

ここで、大変申し訳ございませんが、別紙1を御覧いただきたいと思っております。

別紙1は、第五次青森県環境計画策定検討有識者会議委員名簿でございます。

この会議には、本審議会の委員の中から北里大学の進藤先生、八戸工業大学の鈴木先生、弘前大学の糠塚先生、青森県消費者協会の沼田先生、そして青森大学の藤先生に委員として検討に参画いただいたところでございます。

2ページにお戻りください。

2ページの(2)でございます。

第五次環境計画の検討経過でございます。

平成27年1月から2月にかけては、策定の基礎データとするための県民意識調査を実施したところでございます。

続く3月から4月にかけては、第四次環境計画に掲げるモニタリング指標の推移、施策の取組状況につきまして、庁内において自己点検を行いました。

4月でございます。県庁内の検討組織といたしまして、連絡会議を設置いたしまして、以降、骨子案、素案の検討を行いました。

5月には、第1回の有識者会議を開催いたしまして、策定方針の検討を行ったところでございます。

次、8月でございます。8月には、第2回の有識者会議を開催し、骨子案の検討を行いました。

10月29日でございます。第3回の有識者会議を開催し、素案の取りまとめを行っていただいたところでございます。

11月16日から12月15日までは、パブリックコメントを実施しております。これに対する県民等からの御意見はございませんでした。また、併せて市町村にも意見照会を行ったところでございます。

そして、本日、12月21日でございますが、環境審議会におきまして、その策定につきまして、御報告申し上げているところでございます。

今後の予定でございますが、来年2月8日でございます。第25回の審議会を開催いたしまして、この計画案を諮問し、御審議いただいた上で答申をいただきたいと考えております。

答申をいただいた上で、3月には計画策定といたしたいと考えているところでございます。

続きまして、3ページをお願いいたします。

3ページの3、第五次青森県環境計画素案の概要でございます。

(1) 第五次環境計画は、県行政運営の基本方針でございます「青森県基本計画未来を変える挑戦」に基づきまして、環境分野における現状と課題等を踏まえて、めざす姿や重点施策等を掲げるとともに、第3次青森県循環型社会形成推進計画、後ほど、御報告いたしますが、これらの関係個別計画との整合を図りつつ、所用の見直しを行っているところでございます。

(2) 主な内容につきましては、1点目、基本計画の環境分野における2030年のめざす姿といたしまして、「自然との共生、低炭素循環による持続可能な地域社会の形成」を掲げ、その具体像といたしましては、自然と共生する暮らし、循環型社会の実現、低炭素社会の実現、環境にやさしい青森県民、この4つを示しております。

2点目でございますが、鳥獣保護法の改正などを踏まえ、野生動植物の保護の施策に管理の取組を追加するなど、所用の見直しを行っております。



3点目でございますが、本県における環境分野の現状と課題、県民等の意識を踏まえまして、特に重点的、部局横断的に取り組んでいくため、次の

- ア 自然との共生と健全な水循環の確保
  - イ 県民総参加による低炭素・循環型社会づくりの推進
  - ウ 子どもから大人まで青森県の環境を守り・つなぐ人づくりと仕組みづくり
- この3つを重点施策として設定してございます。

4点目でございます。基本計画の計画期間の取組を見据えた目標を設定する必要があることから、本計画の計画期間は、基本計画の終期の翌年度でございます、平成31年度までの4年間としております。

5点目、策定した計画を着実に推進していくため、全庁的な連携により、計画の適切な進行管理を行うとともに、計画の進捗状況について、環境審議会に報告するほか、環境白書により公表することとしております。

次に別紙2を御覧ください。

別紙2は、第五次青森県環境計画素案の主な内容でございます。

別紙2、1、2030年のめざす姿につきましては、先ほど説明申し上げたとおりでございます。

2、環境の保全及び創造に関する施策体系でございます。政策といたしまして、

- 1 健やかな自然環境の保全と創造
- 2 県民にやすらぎを与える快適な環境の保全と創造
- 3 県民みんなでチャレンジする循環型社会づくり
- 4 安全・安心な生活環境の保全
- 5 暮らしと地球環境を守る低炭素社会づくり
- 6 社会全体で環境配慮に取り組む人づくりと仕組みづくり

この6つの柱だてを行なった上で、右側、施策でございます、計26の施策を構築しているところでございます。

また、3でございますが、計画の推進に当たっての県の重点施策といたしまして、

- (1) 自然との共生と健全な水循環の確保
- (2) 県民総参加による低炭素循環型社会づくりの推進
- (3) 子どもから大人まで、青森県の環境を守り・つなぐ人づくりと仕組みづくり

この3つの施策を設定いたしまして、それぞれ目標を掲げながら、市町村、事業者、各種団体などと連携しながら取り組むこととしております。

(1)には、ア、イ、ウの3つの項目を設けております。

また、(2)につきましても、ア、イの2つの項目を設けているところでございます。

続きまして、2ページを御覧ください。

2ページ、4、モニタリング指標並びに重点施策指標及び目標でございます。

- (1) モニタリング指標

本県の環境保全活動の立ち位置を確認し、施策の展開に生かしていくため、26の施策、42のモニタリング指標を設定しております。

モニタリング指標一覧は、2ページ、3ページ、4ページのとおりでございます。

5ページをお願いいたします。

5ページの(2)でございますが、更に重点施策指標及び目標でございます。

重点施策に係る目標の設定に当たりましては、できるだけ定量的な目標設定を基本として、その設定を行ったものでございますが、施策の状況を示す定量的な指標設定がなかなか難しいという場合は、指標の取組経過、プロセスの成果も含めて進行管理、評価するための定性的な目標を設定しているところでございます。

重点施策指標及び目標一覧は、5ページ、6ページのとおりでございます。

第五次の青森県環境計画の策定についての説明は以上でございますが、事前照会をいたしておりました質疑等につきましては、担当のグループマネージャーから説明申し上げたいと思います。

引き続き、環境政策課低炭素社会推進グループマネージャーの細谷と申します。

ただ今、説明いたしました資料3-1の別紙2の6ページでございます温室効果ガス排出量に関連いたしまして、溝江委員から御質問をいただいておりますので回答させていただきます。

温室効果ガス排出量、県の温室効果ガス排出量は、2009年度から増加傾向にあり、2012年度の排出量は90年度比で16.6%増加となっているのに対して、削減目標は2020年度で1990年度比25%削減と、高い設定となっている。

目標達成のためには、今後、大幅な削減策が求められるが、その内容について伺いたいということございました。

御質問に対する回答でございますが、本県の25%削減目標、これは平成23年の3月に地球温暖化対策推進計画を策定いたしました。この削減目標は、目標達成に向けた国の対策が十分に実施されるという前提のもとに、国の取組にも対応した意欲的な目標値として設定したものでございまして、当時の国の削減目標と同じになっております。

その後、国は、東日本大震災を機に、火力発電の割合が高まったことなどを踏まえまして、2020年度の温室効果ガス削減目標を暫定ながら、2005年度比で3.8%減としまして、2013年11月に国連機構変動枠組条約事務局に登録しております。

また、2020年以降の削減目標につきまして、電源構成の検討を経まして、2030年度までに2013年度比で26%削減するとした目標を日本の約束草案として先般、フランスのパリで行われましたCOP21で表明するなど、我が国の温室効果ガス削減目標を取り巻く状況は、大きく変化しております。

こうした中で、本県の計画におきましては、地球温暖化を巡る国際的議論や国の施策展開の動向などを踏まえ、内容の見直しを行うとしていることありまして、この国の状況

も踏まえ、県としては、削減目標、計画の見直しを検討する時期にきていると考えておりますが、その前提となります地球温暖化対策の推進に関する法律において、国の地球温暖化対策計画の策定について規定されているものの、まだ未策定の状態となっております。こうしたことから、国の計画が策定された後に、詳細な内容や国の削減に向けたロードマップ等を見据えた上で見直しに入ることとしております。

報道によりますと、国の地球温暖化計画は、年度内にできれば策定したいということですので、その内容を見て、県としても検討したいと考えております。

勿論、それまでの間であっても、県は現行計画に掲げる政策というのは、着実に進めることとしており、素案で示す施策の展開方向に従い、施策を展開していきます。

また、具体的には、素案の本体、資料3-2の、例えば94ページに重点施策の方向性を示しておりますが、こちらに示しますとおり、低炭素型ライフスタイルへの転換、中小事業者への省エネ対策の重要性の周知と理解促進。それから、自動車利用が多い本県県民に向けまして、取り組みやすい地球温暖化対策としてのエコドライブの普及など、部門ごとの課題を踏まえ、重点化した施策を展開して参ります。

以上でございます。

(熊谷会長)

ありがとうございました。

これより質疑に入りますが、循環型社会形成推進計画について、この後議題として出てきます。今、説明をいただいた環境計画には、循環型社会形成推進計画に絡むところは入っております。御質問はどちらでも結構ですが、交通整理をして、循環型社会形成推進計画については、後の方で質疑がございますので、まず、この環境計画について、いろんな意見をいただきたいと思っております。

溝江委員の、温暖化防止の質問について説明いただきましたけども、御了解いただけますでしょうか。他の御意見もいただければと思います。

どうぞ。

(溝江委員)

ありがとうございました。

実は、先日、12月10日から東京で開催された国内で最大の環境のイベントのエコプロダクト2015に行きまして参りました。

それで、この環境先進都市、環境未来都市、それからオール東京、62市区町村等を回って、そうしたところ殆どどころが、かつては国に準じた目標、高く設定していたものを殆ど空欄というか、現在は、国の動きを待っているという形でした。

先ほど説明のあったように、COP21のパリ協定を受けて国の具体的な方針を定めるのを多分、待っている状況じゃないだろうかと思っておりましたので、今の回答で具体的

な目標、県の目標も示されて、それに基づいた施策が出るのを楽しみにしております。  
ありがとうございました。

(熊谷会長)

ありがとうございます。

他にはございませんでしょうか。

先ほども説明がありましたけども、この計画が毎年出している環境白書の裏表なんだと。私も今の説明を聞いて分かりましたので、今回の計画も、白書も迫力が出来たなど、個人的に思っておりますので、頑張ってくださいと思っています。

よろしいでしょうか。

どうぞ。

(鮎川委員)

モニタリング指標のところの「健やかな自然環境の保全と創造」の中で、汚水処理人口普及率については、青森県が平成26年で76.4%、全国で89.5%と、かなり低い値になっています。

ただ、重点施策指標のところには、汚水処理人口の普及率の増加というのは、重点となっていないようなんですが、これはどういった理由からでしょうか。青森県の農村部の過疎の事情とか、そういうのがあればお教えいただきたい。

モニタリングするのに重点に入っていないと。数値的には全国に比べて遅れているのに重点項目に入っていないのは何故かというのを教えていただきたいと思います。

(事務局)

汚水処理人口普及率は、公共下水道、あるいは農集排、漁集排があり、国土交通省、あるいは農林水産省の事業でその普及を図ってございます。

そして、県では、県土整備部、農林水産部所管になっておりまして、担当部署が普及率を高めるような施策を進めていく体制になっております。

そして、現状低いのに何故重点施策にあげなかったのかというような趣旨でございますけども、大変申し訳ないのですけれども、本日、担当課の職員が来ておりませんので、御質問を受け取りまして、2月の環境審議会の際に御回答できるように準備を進めて参りたいと思いますが、いかがでございましょうか。

(鮎川委員)

環境審議会は、環境に関する県の全般的な会議だと認識しています。

それで、環境計画も大きな計画だと思いますので、他部署ともよく連携を取っていただきたいというのが率直な意見です。

(事務局)

了解いたしました。

(鮎川委員)

あと、それに関連しまして、もう1つなんですけれども。

以前、自然保護課の会議で青森県生物多様性推進戦略という計画もございました。この環境計画とも、やはり（政策）1番目のところと生物多様性の保全というのは、かなりリンクしてくる部分だと思いますので、詳しい計画書を細かく見れてはいないんですが、そちらの計画との兼ね合い、整合性も加味して策定していただけたらと思います。

(熊谷会長)

どうぞ、いかがでしょうか。

(事務局)

生物多様性戦略も策定しておりますので、そちらの戦略とも、今一度、整合性について確認をとっていきたいと思います。

ありがとうございます。

(熊谷会長)

よろしく願いいたします。

他に御意見、ございませんでしょうか。

それでは、第五次青森県環境計画の策定についての報告案件を終わらせていただきたいと思います。

次に報告案件3の第3次青森県循環型社会形成推進計画の策定について、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

続きまして、環境政策課長から説明申し上げます。

第3次青森県循環型社会形成推進計画の策定につきまして、資料4-1によりまして説明申し上げたいと思います。

まず、1、趣旨でございます。

廃棄物の適正処理と資源の循環利用を一体的に推進し、循環型社会実現に向けた施策を総合的かつ計画的に進めることにより、本県の地域性を生かした循環型社会の形成を図るものでございまして、第2次の計画の計画期間が平成27年度で終了することから、今回、第3次計画の策定を行うものでございます。

2、計画の概要でございます。

### (1) 計画の性格

この計画は、廃棄物処理法による廃棄物処理計画であるとともに、循環型社会形成推進基本法に基づく、循環型社会の形成に関する施策を定めるものでございます。

その位置付けでございますが、県行政運営の基本方針でございます、「青森県基本計画未来を変える挑戦」や環境分野の基本計画でございます「青森県環境計画」をその上位計画とするものでございます。

### (3) 計画期間

平成28年度から32年度までの5年間としております。

#### 3、目指す循環型社会のイメージ。

これは、本計画において掲げる中長期的な目指す姿でございます、

- (1) 「もったいない」の考え方に即したライフスタイル・ビジネススタイルへの転換が行われている社会。
- (2) 地域の特性に応じた地域循環圏が構築されている社会。
- (3) 環境に配慮した事業活動とリサイクル製品が普及拡大されている社会。
- (4) 自然との共生と適正な物質循環の確保が進んでいる社会。

この4つの社会像を掲げております。

#### 4、主な目標値でございます。

まず、(1) 一般廃棄物処理の目標のうち、

①、1人1日当たりごみ排出量でございますが、この目標を980gとし、加えまして、今回、新たに生活系680g、事業系300gを目標として設定しております。

これを25年度実績と比較いたしますと、次の表でございます。

平成25年度実績、生活系が727g、平成32年度の目標が680g、6.5%の減、47gの減を目指すとしております。

事業系でございますが、平成25年度の実績が342g、平成32年度の目標を300g、12.3%の減、42gの減の目標としているところでございます。

そして、合計でございますが、25年度の実績1,069g、平成32年度の目標を980gといたしたい。そして、8.3%の減を目指して参りたいというものでございます。

この目標設定の考え方でございますが、現状の排出量の実績でございますけれども、全国下位レベルに低迷して推移しております。

また、生活系、事業系とも、全国を大きく上回っている状態にございます。

このような実態を踏まえまして、今後の施策努力を勘案しながら、目標年次の1人1日当たりのごみの排出量を980gと設定したところでございます。

今後の施策努力といたしましては、26、27年度で展開いたしました減量施策を更に強力に進めて参りたいと考えてございます。

②、リサイクル率でございますが、これを25%としてございます。

これにつきましても、本県と全国の実績を比較いたしますと、まず、平成27年度の目標、本県25%、国も25%でございますが、25年度の実績と比較いたしますと、本県25年度13.7%、目標との乖離が11.3ポイントとなっております。

国につきましては、20.6%の実績でございます、4.4ポイントの乖離が生じているというような状況でございます。

国も20.6%台で低迷しておりまして、なかなか21%台には達していないというような状況となっております。

その次に平成25年度実績を本県と国の実績で比較いたしますと、本県13.7%に対しまして、その下、国20.6%でその乖離幅が6.9ポイントとなっております。

更に、25年度の実績と32年度の目標と比較いたしますと、本県25年度実績13.7%に対しまして、目標25%で11.3ポイントの差がございます。

また、国の32年度の目標、これは最近公表された案の段階のものでございますが27%としております。

これと20.6%の差を見ますと6.4ポイントとなっております、国でも32年度目標と実績では6.4ポイントの差が生じていると。本県においては、更に11.3ポイントの差が生じているというような状況でございます。

この設定の考え方でございますが、これまでの国、あるいは本県のリサイクル率の目標と現状の実績、これを踏まえまして、引き続き本県のリサイクル率の目標を25%としたものでございます。

そして、括弧書きでございますが、まずは国の25年度実績である約20%の達成に努めたいという考えでございます。

この一般廃棄物の目標、排出量とリサイクルにつきましては、後ほど、委員から事前質疑がございます。その回答の中で詳細を説明申し上げたいと考えております。

2ページをお願いいたします。

(2) 産業廃棄物処理の目標でございます。

①、排出量306万9千t。設定の考え方、予測値による増加分は再生利用される瓦礫類や減量化される下水汚泥であり、政策による抑制は困難なことから、予測値を目標としたものでございます。

②、再生利用率146万9千t。設定の考え方でございます。予測値に最終処分削減量の2千tを加えたものを目標値としたものでございます。

③、最終処分量6万1千t。設定の考え方でございますが、予測値は6万3千tでございますが、第2次計画の目標値6万tを達成できなかったため、予測値を2千t削減し、25年度実績の6万1千tを目標としたものでございます。

続きまして、5、第3次計画における主な取組でございます。

(1) もったいない・あおもり県民運動の展開では、広報の強化によりまして、県民への普及啓発、ごみ減量等に取り組む機会づくりを進めて参りたいと考えております。

(2) 市町村との連携による3Rの推進では、ごみ処理「最適化」とごみ処理経費等の「見える化」の推進に取り組みたいと考えております。

(3) 生活系ごみの3R推進では、

ア 生ごみの水切りの徹底・食品ロスの削減

イ 雑紙の資源回収の強化

ウ 衣類のリユース・リサイクル

エ 食品廃棄物の再生利用手法の検討を進めたいと考えております。

(4) 事業系ごみの3R推進では、焼却施設への紙ごみの搬入規制の導入促進。

具体的には、オフィス町内会、古紙リサイクルセンターの利用促進を図りたいと考えております。

(5) 産業廃棄物の適正処理及び不法投棄対策の推進では、

ア 排出事業者や産業廃棄物処理業者に対する適正処理等の指導

イ 民間との協働による不法投棄対策の推進

ウ 不法投棄の早期発見・早期解決のための連携と監視指導の強化を行います。

いずれにしましても、引き続きまして取組を更に進めて参りたいというものでございます。

3ページをお願いいたします。

6、第3次計画の検討経過でございます。

前年度、26年度におきましては、計画策定の基礎データとなります廃棄物実態調査及び廃棄物に関する意識調査を実施したところでございます。

本年7月、庁内関係課による庁内連絡会議を開催しております。

9月24日、第1回青森県循環型社会形成推進委員会、委員長は、本審議会の会長でございます熊谷先生に委員長をお願いしておりますが、その他、委員16名により構成されております。

この委員会を開催いたしまして、第3次計画の素案の審議を行っていただきました。

9月25日、この3次の計画素案につきまして、市町村に対する説明会を開催しております。

10月、第2回青森県循環型社会形成推進委員会を開催し、第3次計画素案に係る意見及び対応案を審議していただきまして、素案の取りまとめを行ったところでございます。

11月16日から12月15日までは、パブリックコメントを実施しております。これに対する県民等からの御意見はございませんでした。

併せまして市町村へも改めて意見照会をしているところでございます。

そして、本日、12月21日、第24回環境審議会におきまして、第3次計画の策定について御報告申し上げているところでございます。

今後の予定でございますが、来年2月8日に第25回の環境審議会を開催し、第3次計画案を諮問し、御審議をいただき、答申を頂戴する予定でございます。



その答申を踏まえまして、28年3月には計画を策定いたしたいと考えてございます。  
別紙1を御覧いただきたいと思えます。

別紙1は、先ほど、説明申し上げました青森県循環型社会形成推進委員会の委員名簿でございまして、この中には、先ほど説明申し上げましたが、熊谷会長を委員長として、また、八戸工業高等専門学校佐藤先生にも委員として参画していただいているところでございます。

また、別紙2でございまして。

別紙2、ポンチ絵となっておりますが、これは第3次計画の構成と概要を取りまとめたものとなっております。

第3次循環型社会形成推進計画の策定につきましては以上でございますが、事前に照会しております質疑等については、担当のグループマネージャーから説明申し上げたいと思えます。

環境政策課循環型社会推進グループマネージャーの齋藤でございます。

資料4-3を御覧ください。

まず、No.1ということで、溝江委員から、計画の第何次という表記について、環境計画は漢字を、循環計画は数字を使用していることから、統一すべきではないかとの御意見をいただきました。

これについては、これまでの計画を環境計画は漢字を、循環計画は数字を使用してきた策定経緯を踏まえまして、このような表記としているものでございます。

ただ、回数が増えていきますと、二桁になるというようなこともありまして、最近の計画ということで、循環計画では数字を使用してきたという経緯がございます。

No.1の回答でございますけれども、そういったことで策定してきておりましたが、次の環境計画の表記につきましては、御意見を踏まえ、第5次ということで数字の表記に統一したいということでございます。

続きまして、No.2からNo.5につきまして、溝江委員と佐藤巧委員からそれぞれ一般廃棄物処理の目標として設定しました1人1日当たりごみ排出量とリサイクル率について御意見をいただきました。

1人1日当たりごみ排出量に関しては、溝江委員から、今後のごみの減量化策を確認したいという内容で、佐藤巧委員からは、目標値とした980gが全国値の958gを上回ることから、全国値レベルまで低く設定しても良いのではないか、といった御意見をございます。

また、リサイクル率に関しましては、溝江委員から、直近の実績値13.7%に対して、目標値25%は高い設定であり、もう少し下げの方が現実的ではないかという御意見。

佐藤巧委員からも同じように、計画にまずは全国値の約20%のリサイクル率達成に努めますと記載しているとおり、約20%が実現可能に近い目標値ではないか、目標値25%は高すぎないか、との御意見をいただきました。

これらにつきまして、まず、現状を御説明した上で、第3次青森県循環型社会形成推進計画案における目標設定の考え方を御説明したいと思います。

別紙2として、青森県循環型社会形成推進計画の目標と実績の推移を付けさせていただきました。こちらを御覧いただきたいと思います。

本県の1人1日当たりごみ排出量につきましては、第1次計画期間では、平成20年度に目標値を達成しましたが、それ以降はほぼ横ばい。ここ2年は平成20年度の実績値を上回る排出量となっており、全国値の差が開いてきています。

本県の1人1日当たりごみ排出量を主に家庭から発生する生活系ごみとオフィスや飲食店などから発生する事業系ごみで区分しますと、直近の平成25年度実績で生活系が727g、事業系が342g、合わせて1,069gとなります。

こちらの資料に記載はございませんけども、この全国値958gの内訳として生活系が678g、事業系が280gですので、本県は全国値よりも生活系が49g、事業系が62g多く、生活系、事業系共に減量化が必要となっています。

一方、リサイクル率については、資料を1枚めくっていただきまして、こちらを御覧ください。

全国値のリサイクル率は、平成19年度の20.3%から平成25年度の20.6%までほぼ横ばい状態となっています。

この間、わずか0.3ポイントしか増えていません。

一方、本県は、第1次計画の目標値を24%、第2次計画の目標値を25%と設定していますが、これまでも一度も達成しておりません。

しかしながら、第2次計画策定時の直近の実績値である平成20年度と平成25年度の実績値を比較しますと、12.8%から13.7%と0.9ポイント増えており、全国値よりも改善が図られていることが分かります。

ただ、全国値との差は依然として大きいことから、更に改善が必要と考えています。

次に別紙1の第3次青森県循環型社会形成推進計画（案）における目標設定という資料を御覧ください。

今回の第3次計画案における目標設定の考え方となります。

先ほどの説明のとおり、本県の1人1日当たりのごみの排出量を主に家庭から発生する生活系ごみとオフィスや飲食店などから発生する事業系ごみの区分で見ますと、生活系ごみ、事業系ごみ、共に全国値を大きく上回っています。

このため、第3次計画案においては、1人1日当たりごみ排出量については、生活系、事業系で目標値を設定し、それぞれの減量化を意識した施策を重点的に実施したいと考えております。

具体的には、生活系ごみの施策としては、こちらの資料の下の方になりますが、最も多い可燃ごみの50%を占める生ごみの減量化策として、生ごみの水切りの徹底と、食品ロスの削減等の普及啓発を重点的に行うことにより、生ごみの排出量10%削減を目指した

いと考えております。

また、マイバックの持参など、環境に優しい買い物の促進など、ごみ減量の広報効果、更に可燃ごみの3%を占める衣類の回収の促進に取り組み、生活系ごみの1人1日当たり排出量を現状から47g削減し、680gとしたいと考えております。

一方、事業系ごみの施策としましては、市町村における紙ごみの焼却施設への搬入規制、受入制限ということの導入、事業系ごみ手数料の見直し及び事業者への普及啓発、指導等を期待しています。市町村には、その実施を県として働き掛けていきたいと考えております。

これによりまして、事業系ごみの1人1日当たり排出量を現状から42g削減したいと考えております。

なお、赤字で記載しているのが、もったいない・あおもり県民運動による施策となります。黒字で記載しているのが、市町村に県から期待する施策となります。

市町村に期待する施策につきましては、今年度も実施しておりますが、市町村との個別打ち合わせなどの実施によりまして実現を図っていききたいと考えております。

以上のように1人1日当たりのごみの排出量の目標値は、現状の排出量の実績を踏まえ、今後の施策努力を勘案して設定したものでございます。

結果として、第2次青森県循環型社会形成推進計画の目標値を引き続き設定するものでございますが、県としましては、第3次計画案においては、新たに生活系、事業系の目標値を設定し、それぞれの減量化を意識した施策を重点的に実施することにより、この目標値の達成を目指して努力していききたいと考えております。

次にリサイクル率ですが、こちらの分子=1人1日当たり資源化量というところを御覧いただきたいと思えます。

リサイクル率は、資源化量をごみの排出量で割る割り算で算出されますので、分子である資源化量を増やす施策が必要となります。併せて重要なことは、分母であるごみの排出量を減らさなければ、なかなか数字の改善がなされないということでございます。

リサイクル率25%の目標値は、現状からみれば非常に高い設定ではありますが、第2次青森県循環型社会形成推進計画の目標値を引き続き設定するものであり、1人1日当たりのごみ排出量を減らし、1人1日当たりの資源化量を増やしていく施策で実現したいと考えております。

資料の中ほど、左端に平成25年度の資源化量の内訳を記載しています。

金属、ガラス、プラスチック類が60g、その上、紙類が62g、その他24gとなっています。合わせて146gとなります。

このうち、金属、ガラス、プラスチック類につきましては、現状で金属とガラスが全国値を上回っていますので、リサイクル促進の広報強化などにより1g程度増やし61gに。その他は、今年度から青森市の新ごみ処理施設が稼働したことによりまして、スラグの資源化が始まったこと、また、小型家電リサイクルの促進などにより、13g増やし37g

を見込んでいます。

そして、最も資源化量が多い紙類、これが現状として全国値の約7割に留まっていますので、今年度から雑紙、八戸地区ではその他紙というふうに区分されていますが、これを、雑紙の資源回収を強化することによりまして、紙類を31g増やし93gを見込んでいます。

これにより、平成32年度の資源化量を紙類の左側にあるんですが、191g、分母のごみの排出量980gと合わせて、191g、これを達成できればリサイクル率というのは、19.5%となります。

更に、リサイクル率25%を達成するためには、別の資源化量を増やして、あと54gが必要というふうに考えています。

このため、これまでも食品廃棄物などの未利用資源のリサイクルを検討してきたところがあります。

例えば、今年度から始まった衣類の回収につきましても、当初は資源化量を増やす対策として検討していたものでございますが、結果としては、可燃ごみの排出量を減らす対策となりました。

こうした未利用資源のリサイクルも引き続き検討していくこととしております。

従いまして、第3次計画案におけるリサイクル率の目標値につきましては、県としましては、最も資源化量が多い紙類を全国水準まで引き上げるため、雑紙の資源回収強化に取り組むなど、まずは国の平成25年度実績値である約20%を達成し、食品廃棄物などの未利用資源のリサイクルにチャレンジし、25%の達成を目指して努力したいと考えているところでございます。

ただ今の説明の内容は、資料4-3の1ページから2ページで回答として記載させていただいたものでございます。

説明は以上となります。

(熊谷会長)

ありがとうございました。

循環型社会形成推進計画の策定に対する皆様からの意見の回答について説明いただきましたけども、その他に御意見等はございませんでしょうか。

特に、別紙1や2は、なかなか良いデータになっております。ただ、生ごみがそんなに占めているのかなと思ったりしますが、是非、御質問などよろしくお願ひいたします。

循環型社会形成推進計画の話は、私もあまり意見を言えるわけではないですが、一人ひとりが、ここにいる県の方も委員の方も是非、家に帰った時は、「こういう運動があるんだ」ということを言っていて、1gでも減らしていくと実現するかと思っております。5年後に達成という答えが聞けると嬉しいと思っております。

あと、八戸に住んでいるので分かりますけども、紙ごみの回収って一言で言うと簡単な

ようですけども、最初は嫌で嫌でとか、不届き者が一杯いました。ただ、慣れると今はもう5、6年以上経っているのかな。もう本当にルーチンでいきますけども、最初の1年が分類をしたり、ホチキスが留まっているのをどうしようかってやって、全部、ごみの方に捨てた方が面倒はないんですけども、それをやっていると、また同じようなことになると。なかなか県も大変とは思いますが、是非、具体化して紙ごみの回収や、有効利用ということで取り組んで、本当、つくづく自分で身に染みて分かりましたけども、私も1回、学内で実施したんですけども、分類の仕方がいい加減だと持って行ってくれないので、直せば、結局、紙1枚、いろんなこと、こういう分類だよと言われても、ちょっと分からないところがあるということをつくづく体験しております。

それでは、目標設定の考え方については、回答いただきました。こんなものかなと思っ  
ていただいたと思いますけれども。溝江委員と佐藤委員、この質疑の回答でよろしいです  
か。どうぞ、お二人にはコメントお願いします。

(溝江委員)

八戸市の状況をちょっとお話しますと、紙、雑紙を資源回収に出すと特典があります。  
スーパー、某スーパーマーケットの何店舗かでは、リサイクルポイントを付けて1kg1円、  
すなわち1000kgになると千円の買い物券が出てくるんです。

ですから、物凄くスーパーでは回収されています。

それから、先ほど紹介した東京で開かれたエコプロダクト2015で、東京都の北区か  
板橋区かはっきりしないんですが、全部の小学校に紙ごみのあいうえお順でA4で8ペー  
ジになって、1つ1つ、これは回収できる、これは回収できなくて燃えるごみ。ただし、  
それはこういう理由でということで、凄い克明に渡って子ども達が、勿論、子どもを通じ  
て親御さんが分かるように、これは燃えるごみ、これは回収できるということがきちんと  
分かるもの。

実は今日、私がそういうことの研修をしてきたことを県の環境パートナーシップセンタ  
ーに復命書と資料も届けてあるので、県の環境パートナーシップの小笠原が担当していま  
したので、それを聞けば、学校で使っているような資料等も手に入ると思いますので、確  
認していただければと思います。

以上です。

(熊谷会長)

ありがとうございました。

どうぞ。

(佐藤(巧)委員)

今、八戸の紹介があったので、私は弘前ですので、弘前の方を紹介します。

弘前の場合、町会単位で集めています。月1回です。

そして集まった量に対して、市から町会の方に補助金というんですか、それが結構あって、私、城西団地なんです。城西団地だけで、その補助金を入れると年間100万ぐらいになります。それで公民館の運営とかをやっております。

それから、分別は、ホチキス、それから安いファイルがあるでしょう。穴開けて。あれは、あのままでいいと。金、ホチキスの針もそのまま出してもいいというようなことになって、非常に出しやすくなっております。

この際ですので、環境審議会の資料、私、うちに大分溜まっているんです。これは、良い再生資源だと思うので、これを再生資源として出す場合に注意しなければならないことって、1年は出しては駄目だとか、そういうのがあるのでしょうか。

(事務局)

循環資源でございますので、適切にリサイクルされるように、ごみを出していただければよろしいのではないかと思います。

出し方としては、市が収集する資源ごみの回収日もございますし、あるいは古紙リサイクルセンターというのも県で設置しております。更には、先ほど溝江委員から御紹介がありましたとおり、スーパー等での店頭回収というやり方もございます。

是非、燃えるごみではなくて、資源としてリサイクルできるような出し方をお願いしたいと思います。

(熊谷会長)

多分、佐藤委員が言っているのは、マル秘というか、シークレットがあるかと。

(事務局)

基本的には、この会議はオープンでございますので、機密性というふうなものはございませんのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

(佐藤(巧)委員)

極端な場合、今日、折角作ったこれ(資料)を、こういう言い方をするのはなんですが、今日帰って再生資源の方に出してもいいということですね。

分かりました。

(事務局)

この会議の資料につきましては、2月8日に再度正式に審議会、諮問答申というような流れになっておりますので、その際まではお持ちいただいた方が、よろしいのではないかと思います。

ただ、過年度のものにつきましては、審議の参考と必ずしもならない場合がございますので、その際はリサイクルの方にお回しいただいて結構だと思います。

(熊谷会長)

そういうことでございますので、よろしくお願いいたします。

やっぱり、ごみの回収、八戸も弘前も、やっぱり日進月歩でホチキスが駄目っていったのは、結構、昔の話なんですね。今は、そのあたりはいいとなっておりますのは、伝わらないのと、あと、先ほど、東京の例を言いましたけど、東京中央3区は焼却工場の関係で牛乳パックは燃えるごみだったんですよ。今は回収になりましたけど。

地区によって分別の仕方が結構違うので、小学校の時代からきちんとやらないと、ということがあったんじゃないかと思っていますけども、是非、細やかな施策を市町村の方をお願いするしかないと思いますけども、是非、やっていただきたいと思っています。

よろしいでしょうか。

それでは、第3次の青森県循環型社会形成推進計画の策定についての報告案件は終わらせていただきます。

以上で本日の議事案件については全て終了といたします。

議事進行に御協力いただきありがとうございました。

事務局へお返しいたします。

(司会)

熊谷会長、委員の皆様、大変ありがとうございました。

それでは、閉会にあたりまして、環境生活部長の林より御挨拶申し上げます。

(林部長)

委員の皆様には、大変ありがとうございました。

お陰さまをもちまして、諮問案件でございます、浅虫夏泊県立自然公園の公園区域及び公園計画の変更につきましては、適当であるとの答申をいただいたところでございます。

今後、適切にこの計画については手続きを進めて参りたいと思います。

そしてまた、本日説明させていただきました第五次の青森県環境計画、そして第3次の青森県循環型社会形成推進計画につきましては、本日、いろいろな御意見、御提言もいただいたところでございます。

こういった点も踏まえまして、次回の審議会に向けて慎重に検討させていただいた上で、次回の審議会に諮問という形でまた御説明させていただきたいと思っております。

本日は、大変ありがとうございました。

今後とも、よろしくお願いいたします。

(司会)

最後に改めまして、次回の審議会の開催についてでございます。

次回の審議会は、来年2月8日月曜日 午後1時30分から、当青森国際ホテルでの開催を予定しております。

正式な開催通知につきまして、後日、委員の皆様へ送付させていただきますので、よろしく願いいたします。

以上をもちまして、第24回青森県環境審議会を閉会いたします。

本日はありがとうございました。